

福生市児童館等施設
指定管理者募集要項

令和8年4月
福生市子ども家庭部
子ども政策課

目次

1	施設の名称・所在地.....	1
2	指定管理者が行う業務の範囲.....	1
3	指定管理者が管理する期間.....	2
4	応募資格等.....	2
5	応募に必要な書類.....	3
6	応募の手続.....	4
7	指定管理者の候補者の選定方法等.....	5
8	選定基準.....	5
9	経費について.....	6
10	指定管理者と市の役割分担の考え方（費用負担区分）.....	7
11	事業の継続が困難となった場合の措置.....	8
12	委託の禁止.....	8
13	協定の締結.....	8
14	業務の引継ぎ.....	9
15	原状回復義務.....	9
16	スケジュール.....	9
17	募集要項の添付資料.....	9

福生市児童館等施設指定管理者募集要項

市が設置する児童館及び併設する学童クラブ並びに地域会館の管理運営について、福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 15 号）の規定に基づき、福生市児童館等の指定管理者（施設の管理運営を行う法人その他の団体）を次のとおり公募します。

1 施設の名称・所在地

(1) 児童館

- | | |
|------------------|---|
| ア 田園児童館（地域会館と併設） | 福生市南田園三丁目 6 番地 1 |
| イ 武蔵野台児童館 | 福生市武蔵野台一丁目 12 番地 2 |
| ウ 熊川児童館 | 福生市大字熊川 1143 番地 1
都営熊川アパート 23 号棟 1 階 |

(2) 学童クラブ

- | | |
|-----------|---|
| ア 田園クラブ | 福生市南田園三丁目 6 番地 1 |
| イ 武蔵野台クラブ | 福生市武蔵野台一丁目 12 番地 2 |
| ウ 熊川クラブ | 福生市大字熊川 1143 番地 1
都営熊川アパート 23 号棟 1 階 |

(3) 地域会館

- | | |
|----------------|------------------|
| ア 田園会館（児童館と併設） | 福生市南田園三丁目 6 番地 1 |
|----------------|------------------|

※ その他の詳細は、別添「福生市児童館等管理運営業務基準」及び「福生市学童クラブ運営業務基準」に記載します。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 福生市児童館条例（平成 8 年条例第 3 号）第 3 条に規定する業務に関すること。
- (2) 児童館施設等の維持管理に関すること。
- (3) 福生市学童クラブ条例（平成 10 年条例第 34 号）に基づく事業の実施に関すること。
- (4) 福生市地域会館条例（昭和 51 年条例第 13 号）第 16 条第 2 項に規定する業務に関すること（田園会館）。
- (5) 福生市多文化キッズサロン事業実施要綱（令和 7 年要綱第 21 号）に基づく事業の実施に関すること。
- (6) その他、市が定める業務（市の事業への協力、各種会議への参加、情報公開に関すること等）

※ 上記のほか、具体的な業務内容及び履行方法等については、別添「福生市児童館等管理運営業務基準」、「福生市学童クラブ運営業務基準」及び「福生市多文化キッズサロン事業運営業務基準」に記載します。

※ 武蔵野台児童館に併設の武蔵野台図書館の運営業務は除きます。

3 指定管理者が管理する期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 応募資格等

(1) 法人その他の団体（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等）で、令和8年4月1日現在、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定するものをいう。以下同じ。）、学校（学校教育法（昭和22年法律第216号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）、児童館（児童福祉法第40条に規定するものをいう。以下同じ。）又は学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（児童福祉法第34条8に規定するものをいう。以下同じ。）の運営実績があり、かつ、管理運営を円滑及び安定して実施できる団体であり、次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党及び宗教を推薦、支持若しくは反対することを目的としたもの

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続が開始されているもの

エ 福生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第14条の規定に該当するもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等及びそれらの利益となる活動を行うもの

カ 国税（法人税、消費税等）又は地方税（法人事業税、法人市民税等）を滞納しているもの

キ 応募書類提出時点で、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの

ク 選考審査委員の属する団体

(2) 共同企業体による応募

ア 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続をしてください。

イ 単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同企業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとなります。ただし、申請の受付期間であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に、新たに応募することができます。

ウ 共同事業体により応募した後においては、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

エ 応募する団体に必要な資格要件は、原則として共同事業体の代表団体及び全ての構成団体に適用します。

(3) 職員の資格については、別添「福生市児童館等管理運営業務基準」、「福生市学童クラブ運営業務基準」及び「福生市多文化キッズサロン事業運営業務基準」によります。

※ 人材の確保に当たっては、地元雇用の積極的な推進に努めてください。

(4) その他留意事項

ア 応募書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

イ 提出された書類の内容を変更することは、できません。

ウ 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

- エ 応募に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- オ 辞退する場合は、その旨を必ず書面にて届け出てください。(様式第8号)
- カ 応募書類は、福生市情報公開条例(平成13年条例第30号)の規定により開示することがあります。
- キ 応募1団体につき提案は1件とします。複数の応募はできません。
- ク 児童館休館日及び開館時間並びに学童クラブ延長指導時間等は、指定管理者からの提案で変更することができます。なお、現在の指定管理者が実施する開館時間等は、参考資料1のとおりです。

5 応募に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書(福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年規則第8号)別記様式第1号)
 - ※ 共同事業体による応募の場合は、申請者欄に共同体の名称等を補記してください。
- (2) 指定管理者申込みに関する誓約書(様式第1号)
- (3) 福生市児童館等施設指定管理業務に関する事業計画書(様式第2号)
 - ア 指定期間内における管理業務に関する事業計画書
 - イ 組織図(人員配置図)等
- (4) 収支計画書(様式第3号)
 - 年度ごとの事業計画書及び収支計画書
- (5) 共同事業体に関する書類
 - ※ 共同事業体による応募の場合は、代表団体及び全ての構成団体について提出してください。
 - ア 指定管理者共同事業体協定書兼委任状(様式第4号)
 - イ 共同事業体構成員表(様式第5号)
 - ウ 各構成団体の業務分担等詳細な事項を定めた任意様式での参考資料
 - ※ 共同事業体による場合に提出してください。
- (6) 添付書類
 - ア 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - イ 法人の全部事項証明書(3か月以内のもの)(法人の場合)
 - ウ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(直近3年間、附属明細等を含む。)
 - エ 法人等の概要(様式第6号)
 - ※ 団体の組織、沿革、様式に記載しきれない事項等は、任意の書類を添付してください。
 - オ 営業報告書(事業報告書及び収支決算書)又はこれに類するもの(直近3年間)
 - カ 申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近3年間の法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は税の未納がないことを証明できる書類(法人以外の団体の場合は、その代表者における、直近3年間の所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の納税証明書又は未納がないことを証明できる書類)
 - キ 就業規則又はこれに準ずる定め
 - ク 施設の運営実績を記載した書類
 - (ア) 現在運営している児童福祉施設、学校又は学童クラブ事業の概要(事業内容、職員数等)
 - (イ) 施設のパンフレット等

ケ こども性暴力防止法に係る認定申請意向確認書（様式第7号）

6 応募の手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和8年4月15日（水）から令和8年5月22日（金）まで

※ 午前8時30分から午後5時15分まで。水曜日のみ午後8時まで。（土曜日正午から午後1時まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 福生市役所子ども家庭部子ども政策課及び福生市公式ホームページ

(2) 現地説明会

ア 日時 令和8年5月22日（金）午後1時30分から

イ 場所 田園児童館2階学習室

ウ 参加者数 各団体2人以内

エ 申込方法

現地説明会参加申込書（様式第9号）に必要事項を記入の上、5月19日（火）までに持参又はFAX若しくは電子メール（電話連絡をしてください。）により福生市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係までお申し込みください。

オ 送付先 FAX:042-551-2133 E-Mail: f-koikusei@city.fussa.lg.jp

カ その他

(ア) 応募予定団体は、必ず現地説明会に参加してください。（参加していない団体は、応募できません。）

(イ) 必要書類（募集要項・管理運営基準等）は、参加団体が事前に用意し当日持参してください。

(ウ) 当日は、田園児童館2階学習室で概要等を説明した後、3館を順に回ります。なお、移動のための車は市にて準備します。

(3) 募集要項等に関する質問

ア 質問方法

福生市児童館等施設指定管理者募集に係る質問書（様式第10号）に必要事項を記入の上、令和8年5月27日（水）までに持参又はFAX若しくは電子メール（電話連絡をしてください。）により福生市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係まで送付してください。

イ 送付先 FAX:042-551-2133 E-Mail: f-koikusei@city.fussa.lg.jp

ウ 回答

募集要項等に関する質問及び回答を令和8年6月5日（金）から令和8年6月12日（金）までホームページで公表します。

(4) 申請書類の受付

ア 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時必着

イ 提出先 福生市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係
〒197-8501 福生市本町5番地

※ 直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、上記期限内に必着とします。）

ウ 提出部数

正本1部、副本19部（複写可）計20部及び電子データを提出してください。電子データは、PDF形式で提出媒体はCD-Rとします。

また、書類は全てA4サイズとしますが、折り込みの場合は、A3も可能とします。なお、ページ番号は必ず付してください。

※ 応募された提出書類の内容については、公表する場合がありますので、御了承ください。

7 指定管理者の候補者の選定方法等

指定管理者の候補者の選定に当たっては、財務審査、1次審査並びに2次審査の順で行います。

(1) 財務審査について

財務審査は、申請書類に基づき、経営の安定性等（財務状況・経営状況等）に関する審査を行います。財務審査にて適切と判断された事業者は、第1次審査（書類審査）に進みます。

(2) 第1次審査（書類審査）

申請書類に基づき第1次審査（書類審査）を行います。第1次審査の結果は、令和8年7月中旬に通知する予定です。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査通過者に対して指定日に第2次審査を行います。日時、場所等については後日お知らせします。

なお、当日は、申請団体の代表者又は代理人を含む3人以内の出席をお願いします。

※ 第2次審査対象者に対して現地調査等を行う場合があります。

(4) 選定審査対象からの除外

ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。

イ 申請書類に虚偽又は不正があったとき。

ウ 募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。

エ その他不正な行為があったとき。

(5) 候補者の選定結果

選定審査会で、指定管理者となるべき団体等（予定者）を選定し、「指定管理者候補者選定決定通知書」により、お知らせします。

その後、候補者を指定管理者として指定することについて、福生市議会の議決を得た上で、指定管理者として指定し、「指定管理者指定決定通知書」により、お知らせいたします。

通知後、福生市児童館等の管理に関する協定を締結します。

※ 提出書類の内容及び市の選定内容については、公表する場合がありますので御了承ください。

8 選定基準

(1) 財務審査

指定期間中、施設を安定的に管理運営するために十分な財務能力を有するか否か

(2) 第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）【100点満点】

ア 事業全体について

(ア) 施設運営に対する理念、基本方針について【8点】

(イ) 運営の安定性、健全性について（経営方針、収支計画、経費削減等）【8点】

(ウ) 施設の適切な維持及び管理について（職員配置、地元雇用の考え方、引継ぎ等）【8点】

- (エ) 職員の配置及び育成について（職員の資格、有資格者の配置、研修体制、健康管理体制等）【8点】
- (オ) 苦情対応、危機管理体制等の整備について【8点】
- (カ) 児童館事業及び学童クラブ事業の運営実績【8点】
- (キ) 児童館と学童クラブの一体的な運営を生かした提案等、館全体の有効利用の方策【8点】

イ 児童館事業について（事業方針、年間行事計画、健康管理・衛生管理、独自の事業や特色、地域住民との交流及び連携について）【22点】

ウ 学童クラブ事業について（育成方針、職員の資格及び研修、年間行事計画、デイリープログラム、健康管理・衛生管理、障害児保育、保護者会等の家庭との連絡連携、おやつ、保護者の費用負担、独自の事業や特色（自主事業、入所人員増に向けた方策、日本語を話せない児童に向けた方策）、延長育成の考え方（延長時間等）、入退所管理等）【22点】

9 経費について

(1) 利用料金制の採用について

指定管理者は、施設の利用料金を自らの収入とすることができます。

利用料金は、条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

(2) 指定管理委託料については、収支計画において提案された額から、利用料金など、指定管理者の収入として見込まれる額を減じた額とし、これを基に協議の上、実際に行う事業、業務に応じ、会計年度（4月1日から翌年3月31日までの間）ごと、毎年度予算の範囲内で支払います。

なお、申請者は、次に示す市の参考価格（令和9年度・担当課積算額）及び参考資料の従前（令和4年度から令和8年度まで）の指定管理委託料並びに現行（令和8年度）の児童館事業計画及び職員配置状況を参考として、市民ニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的かつ効率的な管理運営を図れるような事業計画及び収支計画を申請に当たって提案してください。

令和9年度の指定管理委託料は、提案があった金額を踏まえ、令和9年度の予算額内で指定管理候補者と協議の上決定します。

翌年度以降については、前年度の収支状況を踏まえ、指定管理者と協議の上、年度協定を締結して決定します。

また、支払時期や方法は協定により定めます。

参考価格（令和9年度） 241,051,487円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現行の実施事業に基づいて人件費、事業費、事務費、光熱水費（令和8年度中に、全ての電球をLED化する予定）、管理運営に係る施設管理費、一般管理費等を積算。詳細は、別添「福生市児童館管理運営業務基準」、「学童クラブ運営業務基準」及び「福生市多文化キッズサロン事業運営業務基準」に記載します。

(3) 指定管理委託料は、精算を行いません。ただし、指定管理委託料のうち修繕に係る費用の執行額が年度上限額300万円に満たない場合はその満たない額を、また学童クラブにおける入所障害児数の減少に伴い人件費が減少する場合はその実績に応じた不用額を、次年

度、市に戻入をすることとします。

- (4) 指定管理者は、管理運営に係る経理事務を実施するに当たり団体の会計とは別の専用の会計を設け、本業務に関連する出入金の管理は団体等自体の口座とは別の口座で管理してください。
- (5) 消費税率の改定があった場合、当初提出された収支計画を改定消費税率で再計算し、その価格で協定書の変更を行います。
- (6) 申請に当たっての経費は、申請者の負担とします。

10 指定管理者と市の役割分担の考え方（費用負担区分）

項目	内容	指定管理者	市
法令等の改正	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす	協議事項	
施設の運営業務	使用許可、使用者対応、苦情処理、案内等	◎	
独自事業	独自事業の実施	◎	○ (額の承認)
施設の維持管理業務	清掃、施設保守点検、設備法定点検、日常的修繕、警備、植木管理、駐車場管理、安全衛生管理、光熱水費支出等	◎	
利用料金	利用料金制に伴う利用料金徴収業務、利用料金の減免、利用料金の不還付等	◎	
	キャッシュレス決済手数料	○ (振込手数料の支払)	◎ (決済手数料の支払)
災害時対応	待機連絡体制確保、被害調査、報告、応急措置等	◎	○ (指示等)
災害復旧(本格復旧)			◎
物価変動	指定後のインフレーション・デフレーション等	◎	
金利	金利変動	◎	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	◎	
運営費の膨張	市以外の要因	◎	
施設・設備・物品等の損傷に伴う修繕関係	経年劣化によるもので小規模なもの	◎	○ (承認)
	経年劣化によるもので上記以外のもの(50万円以上)		◎
	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷	◎	○ (承認)
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	◎	(1件50万円を超える修繕について)

項目	内容	指定管理者	市
			は、原則的に市が対応、事前協議する。)
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷	◎	○ (承認)
	相手方が特定できない上記以外の損傷 (50万円以上)		◎
施設の整備、改修			◎
駐車場の運営管理	利用指導、案内、警備、苦情対応等	◎	
駐車場の整備、改修			◎
備品	備品の管理	◎	
損害賠償	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による損害、これに伴う休業損害	◎	
	施設の管理運営上における騒音、振動、悪臭の発生により周辺住民等の生活環境を阻害したことによる損害	◎	
	市の要因により管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の損害		◎
	上記以外による損害	協議事項	
管理責任	包括的管理責任（管理瑕疵を除く。）		◎
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用	◎	
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎに係る費用	◎	

11 事業の継続が困難となった場合の措置

市長は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理業務の継続が困難と認めるときは、指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命令することができます。その場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

12 委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、市が認める場合は清掃、警備等に係る業務全般、施設・設備管理業務を個別に第三者に委託することができます。

13 協定の締結

市は、議会の議決後に指定管理者の指定を行うとともに、当該指定管理者と福生市児童館等施設の管理運営に関する基本協定と各年度の内容を規定する年度協定を締結します。

14 業務の引継ぎ

- (1) 指定期間の開始（令和9年4月1日）から円滑に業務が実施できるよう、市及び現在の指定管理者と協議して引継ぎを行います。なお、市は引継ぎに係る費用負担は行いません。
- (2) 指定管理者は、次期（令和14年4月1日から）指定管理者が円滑に支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継業務を実施するものとします（ただし、指定管理者が引き続き指定管理者となる場合は、この限りではありません。）。次期指定管理者の選定に当たり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をするものとします。

15 原状回復義務

指定管理者は、指定期間終了時又は取消し時に、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、引継ぎを行うものとします。ただし、市が原状に回復する必要がないと判断した場合又は次期管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないものとします。

16 スケジュール

令和8年4月15日（水）から5月22日（金）まで	募集要項等配布
〃 5月22日（金）	現地説明会
〃 5月27日（水）まで	質問事項受付
〃 6月5日（金）から6月12日（金）まで	質問事項の回答
〃 6月19日（金）まで	申請書の受付
〃 7月中	選定審査会の実施
〃 9月	福生市議会による指定管理者の指定に係る議決、債務負担行為の議決、決定の告示
〃 10月から令和9年3月まで	引継期間

17 募集要項の添付資料

- (1) 福生市児童館等管理運営業務基準
- (2) 福生市学童クラブ運営業務基準
- (3) 福生市多文化キッズサロン事業運営業務基準
- (4) 福生市児童館平面図
- (5) 福生市児童館等施設備品一覧
- (6) 指定管理業務における情報セキュリティ対策に関する特記仕様書
- (7) 参考資料1 現在の運営状況及び利用実績等
- (8) 参考資料2 児童館事業計画（令和8年度）
- (9) 参考資料3 職員配置状況

【問合せ先】

福生市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係 担当：大橋・天野

電 話 042-551-1733（直通）

F A X 042-551-2133

メールアドレス f-koikusei@city.fussa.lg.jp

〒197-8501 福生市本町5番地